

# 平成31年度 旧深谷通信所少年野球チーム募集要項

旧深谷通信所内野球グラウンドの利用を希望するチームを募集します

## 1 応募チームの条件

限られた土地の利用となるため、他に練習場が無いなど、日頃の活動に支障をきたしているチームを対象とし、以下のいずれかの条件を満たすチームとします。

- (1) 泉区及び戸塚区の少年野球連盟に所属しているチーム  
(平成31年度加入予定チームも含む)
- (2) 申込み時点で既に募集対象のグラウンドを利用しているチーム



次に掲げる使用については、申込みの必要はありません。

- ・利用チームと練習又は試合を行うにあたりグラウンドを使用する場合
- ・少年野球連盟又は利用チームに関係するリーグ戦等への出場によりグラウンドを使用する場合

## 2 利用条件及び遵守事項

- (1) チーム募集を行うグラウンドは、旧深谷通信所内の14のグラウンドです。場所については、2ページをご参照ください。また、希望通りのグラウンドを使用できるとは限りません。  
なお、①及び⑭のグラウンドは、泉区地域スポーツ広場として泉区が別途管理運営を行っています。
- (2) 全利用チームは、「旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会」（以下「連絡会」という。）に加入していただきます。
- (3) 利用期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までです。
- (4) グラウンド利用は原則として土曜・日曜・祝日の7時から17時までです。
- (5) グラウンドの利用スケジュールについては、連絡会で調整し、決定します。  
また、泉区及び戸塚区の少年野球連盟が主催する大会等の利用枠は別途確保します。
- (6) 利用に際しては、グラウンドの管理運営の一部を担っていただく必要があります。グラウンドや利用チームごとに内容が異なりますので、別紙1「管理運営上の役割分担等について」を参照いただき、よくご理解の上申込みください。
- (7) 遵守事項の詳細は、連絡会で「野球場等管理運営要領」を定めていますのでご確認ください。

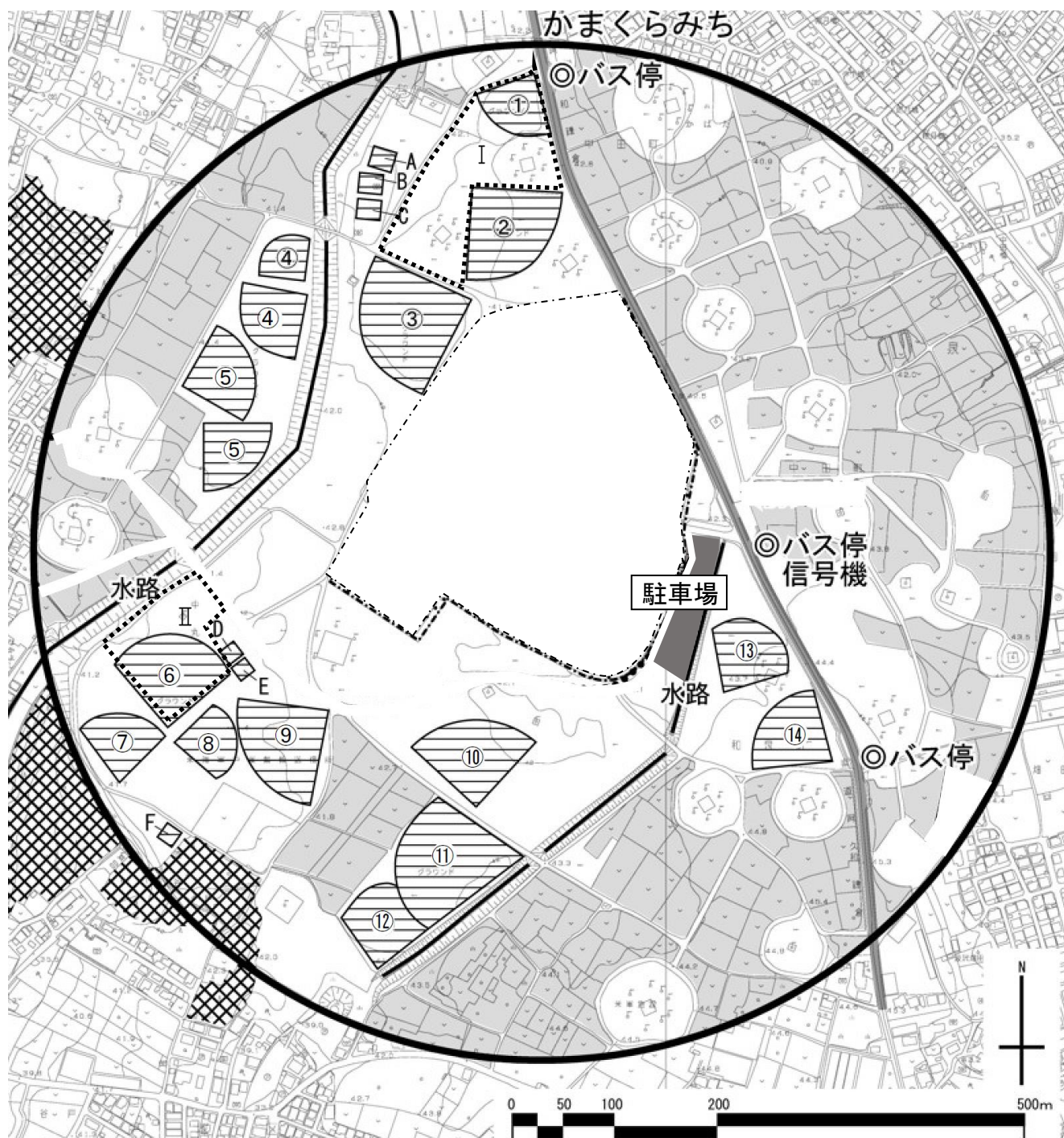
※ 平成31年度の野球利用は、横浜市が国と管理委託契約を締結することが条件になっていることをご承知おきください。

※ 国が実施する土壌汚染調査等の結果によっては、使用できないグラウンドが出てくる可能性があります。

※ 本募集要項及び野球場等管理運営要領は政策局基地対策課のHPに掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kichitaisaku/atochiriyou/atochi-fukaya.html>

### 3 旧深谷通信所の野球場



●野球グラウンド ①～⑭

※グラウンドの規模はそれぞれ異なります。希望通りのグラウンドを利用できるとは限りません。

※①及び⑭のグラウンドは、泉区地域スポーツ広場としても利用されています。

●ゲートボール場 A～F

●グラウンドゴルフ場 I、II

## 4 申込方法

「2 利用条件、遵守事項及び注意事項」をご確認いただき、全て了承のうえ申込みする場合は、**別紙2**申込書に必要事項を記載の上、平成31年2月20日（水）（必着）までに下記あて郵便、ファックス、Eメールのいずれかで送付ください。

申込み受付後、利用を開始するチーム代表者（申込者）あてに、「連絡会開催のご案内」を郵送いたします。

<送付先>

〒231-0017 横浜市中区港町1-1  
横浜市政策局基地対策課  
ファックス：663-2318  
Eメール：ss-fukaya@city.yokohama.jp



## 5 スケジュール

日程	内容
2月1日（金）	募集開始
2月20日（水）	申込締切（必着）
3月上旬	利用チームに対して「連絡会開催のご案内」を郵送
3月10日（日）	連絡会開催（18時～泉区役所にて） 【協議内容】利用グラウンド・利用時間の調整、管理運営要領の検討・確認 【参加者】利用チーム、泉区・戸塚区少年野球連盟、横浜市
4月1日（月）	平成31年度の利用開始



【お問い合わせ：連絡会事務局】  
横浜市政策局基地対策課  
電話:671-4002 FAX:663-2318  
Eメール：ss-fukaya@city.yokohama.jp

1 管理上の役割分担について

(1) 基本的な考え方

ゲート・駐車場管理及び草刈りについては、各利用チームが利用枠に応じた割合で分担する。

○ゲート・駐車場管理

利用チームが利用枠に応じた割合で行う。

○草刈り

グラウンド⇒グラウンドを管理運営するチーム（以下「設置チーム」という。）

グラウンド周辺などの共用部分⇒利用チーム（範囲は利用枠による）

※草刈機の燃料費もそれぞれのチームが負担する。

(2) 施設の撤去

設置チームが撤去する。（設置チーム以外の利用チームは、野球場施設撤去に係る費用を負担しない。）

2 施設等の利用・補修について

(1) 利用について

施設・物品ごとの利用の考え方は次のとおりとする。

<p>○共同使用する施設・物品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド、バックネット、ベンチ、仮設トイレ等の定着施設</li> <li>・グラウンド整備用物品（トンボなど）</li> </ul> <p>⇒ 仮設トイレ清掃は各利用チームが行うこととする。</p>
<p>○各チームが用意するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野球用具（ベース、ライン引き、石灰）</li> <li>・ゲート、駐車場管理用物品（いす、テーブル、雨除けテント等）</li> <li>・草刈機</li> </ul> <p>⇒ただし、チーム間での貸借による調整も可能とする。</p>

※置場については、チーム間で取り決めるか、連絡会において調整するものとする。

(2) グラウンドコンディションの維持及び補修について

ア 仮設トイレの維持費、土入れ、水まき等グラウンド整備（燃料費含む）は 設置チームの負担とする。

イ グラウンドコンディション維持のための整備は利用チームが行う。

ウ 降雨時のグラウンド使用可否の判断は設置チームが行う。

エ ネット補修、トンボ・ベンチ等修理

原因者が明確である場合を除き、設置チームの負担とする。

3 その他

予期しない事項については、連絡会で協議し定めることとします。